

## 名古屋共立病院 患者の責務と暴言等への対応について

### 患者様に守っていただく責務

- ・ご自身の正確な健康情報の提供と自らの治療に参加・協力する責務  
良質で安全な医療を受けるために、ご自身の健康情報をできる限り正確に医療者へ提供し、自らの治療に参加・協力する責務があります。
- ・他の患者様の医療に支障を与えない配慮と病院の規則を守る責務  
誰もが適切な医療を受けられるよう、他の患者様の治療や病院職員による医療提供に支障を与えないよう配慮するとともに、病院規則を守る責務があります。

### 暴言・暴力・迷惑行為への対応

名古屋共立病院では、病院職員や病院利用者様に対し、次のような暴言・暴力等・迷惑行為が認められた場合には、安全確保の為、組織的対応をとることと致します。  
また、外来・入院を問わず診療のお断り、警察に通報することがあります。

- 1・大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の病院利用者様や病院職員の、尊厳や人格を傷付けたり、精神的苦痛を与えたりする迷惑行為。
- 2・他の病院利用者様や病院職員に対して、殴りかかる等の暴力行為、もしくはその恐れが強い場合。
- 3・解決しがたい要求を繰り返し行い、病院職員の業務を妨害する行為。(何度も同じ要求を繰り返す行動をとる、必要限度を超えた面会を要求する、電話等を強要する等の行為。)
- 4・病院職員へみだりに接触する行為や卑猥な言動等の公然わいせつ行為、及び、ストーカー行為。
- 5・正当な理由もなく当院敷地内に立ち入り、長時間の居座り、病院職員からの退去指示に従わない行為。
- 6・医療従事者の指示に従わない行為。(飲酒・喫煙・無断離院等)
- 7・病院側の了承を得ず、撮影や録音をしたり、それらを SNS 等で公開をしたりする行為。
- 8・病院側に謝罪や謝罪文を強要する行為。
- 9・当院敷地内の機器類の無断使用、持ち出し、器物破損行為。
- 10・病院から退院や退室を指示されたにもかかわらず、それに応じない行為。
- 11・病院が危険と判断した物品を院内に持ち込む行為。
- 12・その他、他の病院利用者様や病院の迷惑と判断される行為、及び医療の提供に支障をきたす迷惑行為。

尚、病院施設の管理上、防犯カメラや録音装置を一部に設置しております。映像や音声を記録致しますが一定期間経過後、記録は自動的に削除されます。

これらの記録は、外部に公表することは致しませんが、裁判所や警察署等から提供を求められた場合には、提供することがあります。

予め、ご了承いただくと共にご理解いただきますようお願い致します。

#### 【参考】暴力被害から医療従事者を守る法律

●わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直り続けて業務を妨害する

→<刑法 234 条 威力業務妨害罪>

●医療従事者や患者に暴言を浴びせる

→<刑法 231 条 侮辱罪>

●「お前らただじゃすまさないぞ」「不幸がおきるぞ」など、脅迫的暴言を吐く

→<刑法 222 条 脅迫罪>

●医療従事者や患者に対して殴る・蹴る・つかむ等の暴力行為をする

→<刑法 208 条 暴行罪>

上記、暴力行為により負傷させた場合→<刑法 204 条 傷害罪>

●医療従事者に物を投げつける

→<刑法 208 条 暴行罪>

上記、暴力行為により負傷させた場合→<刑法 204 条 傷害罪>

●正当な理由がないのに院内に侵入し「退去してください」と言っても従わない

→<刑法 130 条 住居侵入罪・不退去罪>

●土下座させたり、謝らせたりする

→<刑法 223 条 強要罪>

●院内の設備や備品を破壊する

→<刑法 261 条 器物損壊罪>